

六 解雇手當金

解雇サレタルモノ、平常ノ何レモ日給四週間分ニシテ其ノ支給額左ノ通

三島菊次郎 金八拾四圓

石毛夫二 金七拾圓

田中孝太郎 金七拾八圓四拾錢

九 要亦事項

(1) 卷尺直尺類、請負前々發止レ常備割トスルコト

(2) 勞働時間ヲ八時間ヲ常則トシテ現在ノ日給額ヲ其ノ儘ニ割當テルコト

(3) 日曜日以外ニ工場都合ニ依リ休業ノ場合ハ日給金額ヲ支拂フコト

(4) 退職解雇手當ヲ左ノ如ク割當スルコト

① 退職手當ヲ左ノ如ク支給スルコト

勤続六ヶ月以上一ヶ年マテハ本人日給ノ二十日分

勤続一ヶ年以上二年マテハ本人日給ノ三十日分

勤続二ヶ年以上三ヶ年マテハ本人日給ノ四十五日分

勤続三ヶ年以上四ヶ年マテハ本人日給ノ六十日分宛テ加算スルコト

② 解雇手當ヲ左ノ如ク支給スルコト

會社ノ都合ニ依リ解雇ノ場合ハ退職手當ノ各項ノ給額ニ十四日分ヲ加ヘ

ヲ支給スルコト

(5) 勞働組合ヲ認ムルコト

(6) 今回ノ煤類ニ對シテ解雇者ヲ出サヌコト

昭和五年八月二日

松屋製作所 經理 負一圓

會社 松屋製作所 御中